

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年8月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年9月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和6年8月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大窪池地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 長閑地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 国三郎股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 岡2号池地区	〃